

改正

平成23年11月11日告示第263号

平成28年2月29日告示第31号

深谷市自治会館建設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自治会活動の振興を図るため、深谷市自治会連合会を構成している自治会（以下「自治会」という。）の構成員の利用に供するために建設する施設（以下「自治会館」という。）の建設事業に対する補助金の交付に関し深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 この自治会館建設事業実施主体は、自治会とする。ただし、当該自治会が実質的に複数の組織で構成されている場合には、それぞれの組織を事業実施主体とすることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、自治会館本体の建設事業とし、次に掲げる経費については補助対象としない。

- (1) 自治会館建設用地の取得及び造成に要する経費
- (2) 備品等を調達する経費
- (3) 外構工事等に要する経費
- (4) その他事業の直接的費用と認め難い経費

(交付申請)

第4条 補助対象事業を実施しようとする自治会（以下「補助事業自治会」という。）は、自治会館建設事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付決定をし、自治会館建設事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助事業自治会に対し通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第6条 補助事業自治会は、次に掲げる事項に該当するときは、自治会館建設事業計画変更等申請

書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業量の10パーセントを超える設計変更又は事業費の20パーセントを超える設計変更をしようとするとき。
- (2) 主要工事内容又は主要構造物の変更をしようとするとき。
- (3) 施工場所又は設置場所の変更をしようとするとき。
- (4) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、変更の承認を決定し、自治会館建設事業変更等承認通知書（様式第4号）により、当該補助事業自治会に通知するものとする。

（補助額）

第7条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、750万円を上限とする。

（補助金の交付）

第8条 補助事業自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、自治会館建設事業工事完了届（様式第5号）を添付し、自治会館建設事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業自治会は、事業完了後、速やかに自治会館建設事業補助金実績報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

（補助金の取消し等）

第10条 市長は、補助事業自治会が第6条の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（書類の整備）

第11条 補助事業自治会は、当該補助事業に係る証拠書類及び収支を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該補助事業の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（重複交付の禁止）

第12条 補助対象事業に係る経費のうち、他の要綱等により補助金等の交付を受けたものについては、この告示による補助金は交付しないものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市自治会館建設費補助金交付要綱（平成4年深谷市告示第72号）、岡部町コミュニティ施設特別整備事業補助金交付要綱（平成14年岡部町告示第86号）、川本町地域活動事業補助金交付要綱（平成5年川本町告示第19号）又は花園町自治集会所建設費補助金の交付に関する規則（平成13年花園町規則第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年11月11日告示第263号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年2月29日告示第31号）

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）